

安城更生病院 地域連携に伴う諸記録閲覧規程

愛知県厚生農業協同組合連合会

安城更生病院 地域医療連携課

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 31 年 04 月 01 日 改正

【目的】

第 1 条 この規程は、安城更生病院（以下「当院」という。）が所有する諸記録の閲覧に関する事項を定めるものとする。

【閲覧対象者】

第 2 条 閲覧を希望する医師及びその他、院長が認めた者

【閲覧内容】

第 3 条 電子カルテ

- 2 病院日誌
- 3 共同利用実績
- 4 救急医療の提供実績
- 5 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修実績
- 6 閲覧の実績
- 7 その他病院長が必要と認めた内容

【閲覧手続】

第 4 条 閲覧を希望する者は、閲覧を希望する内容等を事前に当院医療情報室・地域医療連携課に連絡をし、担当者の指示に従う。

【閲覧場所】

第 5 条 原則、医療情報室・地域連携室とする。

【責任者・担当者】

第 6 条 全ての帳票に関する管理責任者は院長とし、閲覧責任者は地域連携部長とする。また閲覧担当者は医療情報室・地域医療連携課とする。

- 2 各種閲覧内容に関する責任者は、業務を担当する部門長とする。

【その他】

第 7 条 許可なく閲覧内容の持ち出しをする事を禁ずる。

（付則）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。